

中村税務署からのお知らせ～確定申告会場は2月16日（月）開設～

◆期間 2月16日（月）～3月16日（月） ※土日・祝日を除く

※会場への入場には、整理券が必要です。整理券の配付状況により、後日の案内となる場合があります。

※贈与税や土地の譲渡所得についての申告相談を希望される方は、担当職員が従事している、3月2日（月）以降にお越しください。



国税庁
公式LINE

◆整理券 国税庁LINE公式アカウントから事前発行または会場で当日配付

※上記期間中の電話での事前予約は、受け付けていません。

◆受付時間 午前8時30分～午後4時（相談開始は、午前9時から）

◆必要書類 申告書作成に必要な書類（源泉徴収票など）のほか、以下のものを持参してください。

- マイナンバーカード（パスワード①、②を含む）

- ①利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

- ②署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

- マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン



地方公共団体
情報システム機構

※パスワードの有効期限をご確認ください。また、パスワードを忘れた場合やロックされた場合は、「公的個人認証サービスのポータルサイト」をご確認ください。

◆事前準備

確定申告では、マイナポータル経由で各種控除証明書などのデータを一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力するマイナポータル連携が大変便利です。

マイナポータル連携を利用するためには事前準備が必要です。手続きに時間がかかる場合がありますので、来場前に余裕を持って事前準備をお願いします。



国税庁
ホームページ

所得税などの申告はマイナンバーカードで自宅からe-Tax

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から、スマホやパソコンで所得税の申告書などを作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。「確定申告書等作成コーナー」を利用した入力方法などについては、動画（YouTube「国税庁動画チャンネル」）で紹介しています。



国税庁確定申告書
等作成コーナー

国税庁
Youtube

AI（人工知能）を活用した税務相談チャットボット「ふたば」では、スマートフォンなどから24時間（メンテナンス時間を除く）所得税などの確定申告に関するご相談を受け付けています。

○お問い合わせ 中村税務署 ☎35-2135



国税庁 税務相談チャットボット

物価高対応子育て応援手当のご案内

昨年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」を踏まえ、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、児童1人あたり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給します。

◆支給対象者 (1)令和7年9月分（9月に出生した児童は10月分）の児童手当の支給を受けた方

(2)令和7年10月1日から3月31日までに出生した児童の児童手当受給者

◆支給額 児童1人あたり2万円（1回限り）

◆支給方法 (1)黒潮町から児童手当を受給されている方

申請は原則不要です。児童手当受給口座に振り込みます。

(2)黒潮町から児童手当の支給を受けていない方（黒潮町に住民登録のある公務員など）
公務員の方は所属庁（勤務先）に手続きについてご確認ください。職場から案内
があった後、令和7年9月30日時点の住所地に申請書を提出してください。

※申請が必要な方 公務員：申請書を3月31日（火）までにご提出ください。

令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者・令和7年10月1日～
令和8年3月31日に離婚（離婚調整中なども含む）により児童手当の受給者となった方など：
申請書を4月15日（水）までにご提出ください。

◆支給時期 2月に初回振込予定（申請が必要な方は2月以降随時振込予定）

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124